

# 地方独立行政法人大阪産業技術研究所における 会計監査人候補者選定に係る企画提案公募要項

## 1 業務の名称

地方独立行政法人大阪産業技術研究所における会計監査人業務

## 2 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受けることが義務付けられています。

また、法第36条及び第123条第1項に基づき定める規定により、大阪府知事（以下「知事」という。）が会計監査人を選任するに当たり、法人において当該候補者を選定するため、会計監査人業務において専門的知識や豊富な実務経験・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な監査が行われるよう、企画提案公募により候補者の募集を行うものです。

## 3 業務の概要

別紙「地方独立行政法人大阪産業技術研究所における会計監査人候補者選定に係る企画提案公募仕様書」のとおり

## 4 会計監査人の選任及び契約の締結

法人から会計監査人候補者の選定結果の報告を受けた知事が、法第36条の規定により会計監査人を選任し、その旨を法人及び当該会計監査人に通知します。

また、法人は提出書類に基づき、選任された会計監査人と具体的な業務内容を協議の上、当該監査契約を速やかに締結することとします。（令和4年9月予定）ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び契約の締結に至らなかった場合は、「10 審査・選定方針(2)」に規定する審査基準を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者が候補者となります。

## 5 会計監査人の任期

法第38条の規定により、選任の日から令和4事業年度の財務諸表についての法第34条第1項の規定による知事の承認日までとします。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、事業年度ごとの意見書や報告書の内容等を勘案し、法人の第2期中期目標期間（令和4事業年度から令和8事業年度まで）は原則1年ごとに更新（再任）するものとします。

## 6 契約金額の上限

1事業年度における契約金額は、7,749,000円（税込）を上限とします。  
また、上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等の全ての経費を含みます。

## 7 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人（以下「監査法人等」という。）であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。ただし、複数の公認会計士（以下「連合体」という。）で応募する場合は、共同応募することを相互に約した協定書（写し）及び代表者を定めて提出書類の作成、提出等に係る全ての業務についての権限を委任した委任状を添付できる者であり、かつ連合体を構成する者全てが以下(2)から(8)までの全ての要件を満たす者であること。
- (2) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - ⑧ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 監査法人等であって、府の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 府税及び市税に係る徴収金を完納していること。ただし、市税については大阪市内に事業所等を有する場合に限る。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 労働関係法令等を遵守し、業務内容を誠実に履行できること。また、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

- (9) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条第1項に規定する入札等除外措置を受けている者（以下「入札等除外者」という。）
  - ② 暴力団排除措置規則第9条第1項又は暴力団排除措置要綱第12条第2項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ③ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者又は暴力団排除措置要綱別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認められる者（以下「暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者等」という。）
- (10) 府又は市を当事者の一方とする契約（府又は市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

## 8 応募・選定スケジュール

応募書類の受付	受付期間	令和4年8月1日（月曜日）から 令和4年9月1日（木曜日）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時まで
応募書類等に対する質問	質問期間	令和4年8月1日（月曜日）から 令和4年8月17日（水曜日）まで 午後5時【必着】
選定委員会・プレゼンテーション	開催日	令和4年9月7日（水曜日） ※詳細は応募者全員に別途連絡します。
結果通知	通知日	令和4年9月中旬頃 ※応募者全員に通知する予定です。

## 9 応募手続

公募要項の配付	配付期間	令和4年8月1日（月曜日）から 令和4年9月1日（木曜日）まで
	配付方法	法人ホームページからのダウンロードしてください。 ⇒ホームページアドレス： <a href="https://orist.jp/morinomiya/bid/kikaku/">https://orist.jp/morinomiya/bid/kikaku/</a>
質問の受付	受付期限	令和4年8月17日（水曜日）午後5時まで【必着】
	受付方法	質問票（様式6）により以下電子メールアドレスあて提出してください。また、電子メール送信の際は件名の始めに「【質問】」と必ず明記してください。 ⇒電子メールアドレス：nyusatsu@orist.jp ※電話・ファックス等による質問には回答できません。
	回答方法	令和4年8月25日（木曜日）以降、法人ホームページに掲載します。（個別の回答は行いません。）

		⇒法人ホームページアドレス： <a href="https://orist.jp/morinomiya/bid/kikaku/">https://orist.jp/morinomiya/bid/kikaku/</a>
応募書類の 受付	受付期間	令和4年8月1日（月曜日）から 令和4年9月1日（木曜日）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時まで
	受付場所	大阪市城東区森之宮一丁目6番50号 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 総務部（管理棟1階）
	提出方法	応募書類は必ず受付場所に持参してください。 （郵送、FAX、電子メール等による提出は不可。） ※提出の際は、必ず書類の内容（提案内容を含む。）を説明できる方が持参してください。
応募に要する 費用の負担	費用負担	応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
提出書類	応募書類	①申込書（様式1）【原本1部、コピー7部】 ②企画提案書（様式2）【原本1部、コピー7部】 ③応募金額提案書（様式3）【原本1部、コピー7部】 ④誓約書（参加資格関係）（様式5）【原本1部、コピー7部】 ⑤会社概要（任意様式：A4両面で作成したもの。 ただし、パンフレットで代用可。）【8部】 ⑥①から⑤までのデータ一式（CD-R等）【1枚】
	添付書類	①直近2期の決算（事業）報告書の写し【8部】 ②定款又は寄付行為の写し【1部】 ③登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）【1部】 ④納税証明書（未納がないことの証明、発行日から3ヶ月以内のもの）【各1部】 ア)大阪府の府税事務所等が発行する府税（全項目）の納税証明書 イ)大阪市の市税事務所等が発行する市税（全項目）の納税証明書（大阪市内に事業所等を有する場合に限る。） ウ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ※連合体の場合は、構成する員全てにおいて①から④までの資料を必要部数提出してください。 ⑤障害者雇用状況報告書の写し（連合体を除く）【1部】 ア)常時雇用労働者総数が43.5人以上の事業所の場合 公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和4年6月1日現在の状況を記載したもので同所の受付印があるもの）の写し ※電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたものを提出してください。 イ)常時雇用労働者総数が43.5人未満の事業所の場合 障がい者の雇用状況（様式4）を提出してください。
	書類の 返却	応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず返却しません。 ※当該書類は会計監査人候補者の選定及び会計監査人選任の目的のみに利用し、他の目的には使用しません。
	書類不備	応募書類及び添付書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

選定委員会・ プレゼンテーション	実施日 及び 実施場所	令和4年9月7日（水曜日） 大阪市城東区森之宮一丁目6番50号 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター ※詳細は、後日、応募者全員に連絡します。
---------------------	-------------------	---

その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募は1者1提案とします。</li> <li>・応募書類の提出に際しては、正本、写しそれぞれセットし、A4ファイルに綴って提出してください。</li> <li>・表紙及び背表紙にはタイトルと応募者名を記入してください。</li> </ul> <p><b>【記入例】</b> 「（地独）大阪産業技術研究所会計監査人業務」企画提案書 〇〇〇〇（応募者名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類提出後の差替えは認めません。 （法人が補正等を求める場合を除く。）</li> <li>・応募内容については、補足説明等をお願いすることがあります。</li> </ul>
-----	--	--

## 10 審査・選定方針

### (1) 審査・選定方法

「(2) の審査基準」に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、審査結果が一定の基準（審査項目1から3の合計が50点以上。以下「一定の基準」という。）を満たした提案者の中から、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行うものとし、プレゼンテーション審査の日時は事前に提案者に通知を行います。（プレゼンテーション審査は、1者あたり15分程度とし、参加者は1者あたり4名以内とします。プレゼンテーション審査には、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。）

また、申込者が1者の場合は、審査結果が一定の基準を満たした場合に最優秀提案者（会計監査人候補者）とします。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1. 基礎的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士の人数</li> <li>・財務状況</li> <li>・大阪府、大阪市の施策と整合性（障がい者雇用の実績）</li> </ul>	15点
2. 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人、その他の独立行政法人等における会計監査人業務実績</li> </ul>	25点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人、その他の独立行政法人等におけるその他支援業務実績</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人等会計制度についての公的機関における研究会、委員会等への関与の実績</li> </ul>	
3. 提案内容	<b>【監査方針・計画】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査方針（取組方針、重視する事項等）</li> <li>・監査計画（スケジュール、日数、内容等）</li> </ul>	46点
	<b>【監査体制等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査チームの構成（実績等）</li> <li>・監査チームの組織体制、指揮命令・情報の共有体制</li> <li>・サポート体制、会計制度変更に関する情報入手等</li> </ul>	
	<b>【取組み内容（専門家ならではの効果的な監査手法）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人に対する現状・課題認識を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特に提案を行う監査業務の内容</li> <li>②提案を行う会計支援業務の内容 等</li> </ul> </li> <li>・監査業務の品質確保の取り組み 等</li> </ul>	
4. 価格点 (見積金額)	<p>次の計算式により5事業年度にわたる総提案金額（見積金額）に係る点数を算出します。（小数点以下は切り捨て）</p> $\text{満点（14点）} \times \frac{\text{契約上限金額（} \times 5 \text{事業年度）} - \text{総提案金額}}{\text{契約上限金額（} \times 5 \text{事業年度）} \times 0.3} = \text{評価点}$ <p>※総提案金額が上限額（×5事業年度）の70%以下の場合に満点とします。  ※提案金額が契約金額の上限（1事業年度）を超えた場合は、審査の対象としません。</p>	14点
合計		100点

## (3) 選定結果

選定結果は採否にかかわらず、全ての提案者に選定後速やかに書面で通知します。

また、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を法人ホームページ (<https://orist.jp/morinomiya/bid/kikaku/>) において公表します。

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案者及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

#### (4) 選定対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、入札に準じて別に入札参加停止等の措置を講じることとします。ただし、連合体にあっては、構成員が1つでもこれらの条項に該当する場合は同様とします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 11 その他

- (1) 「10（4）選定対象からの除外（失格事由）」等により法人が損害を被った場合、賠償を請求することがあります。
- (2) 契約に際して、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出してもらいます。誓約書を提出しないときは、法人は契約を締結しません。
- (3) 選定された監査法人等が選定の日から契約締結の日までの間において、入札参加除外者、入札等除外者、誓約書違反者及び暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合等は、契約を締結しません。
- (4) 選定された監査法人等が選定日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - ② 公認会計士法第34条の21第2項の規定による処分を現に受けた者
- (5) この要項に定めのない事項については、法人と協議の上、決定するものとします。

### 12 問い合わせ先

大阪市城東区森之宮一丁目6番50号 管理棟1階  
地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
森之宮センター 総務部  
電話 06-6963-8004